# 養護老人ホーム若草園

# 特定施設入居者生活介護 重要事項説明書

# 1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な特定施設入居者生活介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 2. 事業者の内容

(1) 事業者

事業所名 養護老人ホーム 若草園

所在地 栃木県大田原市若草1丁目1470番地4

管理者の氏名 加藤英昭

電話番号 0287-22-2627 FAX番号 0287-22-2622

サービスを提供する地域 大田原市

# (2) 事業所の従業者体制

職種	人員	職務の内容
管理者 (施設長)	1名(常勤)	業務の一元的な管理
生活相談員	1名(常勤)	生活相談及び家族との連絡調整
看護師もしくは准看護師	1名以上(常勤)	心身の健康管理、口腔衛生と機能
		のチェック及び指導、保健衛生管
		理
介護職員	利用者3名に対して介護職員1名以	計画に基づいた、介護サービスの
	上の人員配置(常勤)	提供、支援業務
機能訓練指導員	1名(常勤看護職員)	身体機能の維持・向上、健康管理
		の指導
計画作成担当者	1名(常勤)	特定施設サービス計画の作成等

# (3) 設備の概要

- ○入所定員 50名
- ○介護居室

事業所は、利用者の居室は、全室二人部屋とし、テレビ・押入れ・タンス収納等を備品として備えています。

◎ 居室移動に関する事項

- ア 利用者は、原則として、別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとします。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。
  - 一 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき
  - 二 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障が あるとき
  - 三 より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき
  - 四 その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき
- イ 事業所は、特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の 管理者は、利用者の同意を得て、居室を移動させることができます。
- **ウ** 居室の移動を希望する利用者は、必ずその理由を付した書面により管理者へ提出してください。
- エ 事業所は、前項の書面を受理したときは、その適否を利用者に書面をもって通知します。
- **オ** 事業所が利用者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、必ず利用者 の同意を得ます。
- **カ** 居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復してください。その費用は利用者の負担とします。
- (一時介護室)

事業者は、介護を行うために適当な広さを確保します。

◎利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続

利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行う場合は、施設長の許可及び利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。また同意及び移動理由を付した書面(一時介護室(静養室)移動に関する説明書及び同意書)を交付する。

#### ○食堂

利用者の全員が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

# ○浴室

浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けます。

○便所

居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えます。

○機能訓練室

利用者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

#### 3. サービスの内容

- (1) 基本サービス
  - ①特定施設サービス計画の立案

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

### ②食事

朝食 7:30 ~ 8:00 昼食 12:00 ~ 12:30 夕食 18:00 ~ 18:30

- ・ 食事は利用者の摂取状況に合わせて調理します。
- 医師、看護師、栄養士により利用者に合わせた食事の提供を行います。

#### ③入浴

入浴又は清拭を週2回行います。

寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復 又はその減退を防止するための訓練を実施します。

### ⑥健康管理

原則毎週1回、診療室にて協力病院の嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。その他歯科医の来診も受けられます。なお、嘱託医以外への外来は原則として、ご家族に実施していただきます。(介添えが必要な場合にはご相談ください。)

⑦その他自立への支援

契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(シーツの交換・寝具の消毒 週2回・その他適時)

# (2) その他のサービス

#### ① 理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、利用期間中に行われる場合で、ご希望の方は申出く ださい。(料金は理美容事業者へ直接お支払いいただきます。)

② 所持品の管理

保管できるスペースに限りがございますので、最小限にお願い致します。

③ レクリエーション

年間を通して事業所内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるもの がございます。(利用期間中に行われる場合)

④ 衣類販売・ショッピング

3月に1回衣類等の販売を行っております。また、希望の方は週1~2回希望で市内のお店へショッピングに出かけます。料金は販売事業者へ直接お支払いいただきます。

#### 4. 利用料金

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて 異なります。)

- (ア) 基本料金(料金表別紙参照)
- (イ) 加算料金(料金表別表参照)

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

#### □その他の費用

# ア その他

- ・理美容代は実費(理美容事業者へ直接お支払いください。)
- ・利用者の嗜好品の購入 (販売事業者へ直接お支払いください。)、行事よって発生する参加費など 諸々費用は実費となります。
- イ 記録等の複写物に関する費用

サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額は、1複写につき10円です。

ウ 福祉会(利用者の会)

利用者同士の親睦と自治の為の会です。

(会費等詳細は、福祉会規則によります。)

### □支払方法

利用者は、当月請求額を毎翌月20日に利用者名義の大田原信用金庫南大通り支店の口座(口座がない場合には新規に開設していただきます。)より銀行振替等にてお支払いいただきます。 (金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。)

- 5. サービス利用にあたっての留意事項
  - ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
  - ②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
  - ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
  - ④従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

# 6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上利用者及び従業者等の訓練を行います。

### 7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

### 8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して執った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

### 9. 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

### 10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

#### 11. 高齢者虐待防止の推進

入所者の人権を尊重し、定期的な研修等をおこない高齢者等への虐待の発生又はその再発を防止に 取り組んでいきます。

### 12. 身体拘束等の適正化

当施設では身体的拘束等の適正化に向けて取り組み、原則として利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ 十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急 やむを得ない理由について記録します。

### 13. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

苦情相談担当者 主任生活相談員

苦情解決責任者 施設長

ご利用時間:月~日曜日 8時30分~17時15分

ご利用方法 電話 0287-22-2627

- ※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。
  - ○大田原市役所 保険福祉部 高齢者幸福課(介護保険相談窓口)

電話:0287-23-8678

受付時間:午前8時30分~午後5時(月~金)

所在地:320-8641 大田原市本町1-3-1 庁舎東別館

### ○国民健康保険団体連合会

電話: 028-643-2220

受付時間:午前8時30分~午後5時(月~金)

所在地:320-0033 宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル6階

### ○栃木県運営適正化委員会

電話:028-622-2941

受付時間:午前9時~午後4時(月~金)

所在地:320-8508 宇都宮若草1-10-6とちぎ福祉プラザ内

○苦情処理第三者委員(公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。)

委員名: 平野 トミ子 住所: 大田原市花園 1-80電話: 0287-28-1754委員名: 櫻岡 増実 住所: 大田原市北大和久 54-2電話: 0287-24-2238

### 14. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、 速やかに対応をお願いするようにしています。

#### • 協力医療機関

• 名称 那須赤十字病院

• 住所 栃木県大田原市中田原1081番地4 TEL:0287-23-1122

・名称 河島クリニック

・住所 栃木県大田原市中央2-9-32 TEL:0287-20-1192

### • 協力歯科医療機関

・住所 栃木県大田原市新富町2-3-36 TEL:0287-22-2543

### ◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「身元引受等に関する覚書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

# 15. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入所者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご入所者様に故意又は過失が認められた場合には、ご入所者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

指定特定施設入居者生活介護サービスの開始に当り、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて 重要な事項を説明し交付しました。

※令和3年度介護報酬及び基準改定等に伴う文書簡略化等に鑑み、記名(印字又はゴム印)の場合のみ要押印とし、署名の場合押印省略とします。

# <事業者>

所在地 栃木県大田原市若草1丁目1470番地4

事業所名 養護老人ホーム 若草園

施設長名 加藤英昭 印

説明者 手塚俊陽 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定特定施設入居者生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住所

氏名

<利用者代理人>

住所

氏名 印(続柄 )